

心生会指定介護予防短期入所生活介護事業所
運営規程

社会福祉法人川井心生会

心生会指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人川井心生会が開設する心生会指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者等（以下、「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、指定介護予防短期入所生活介護支援を行うに当たっては、利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 心生会指定介護予防短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 宮古市川井第2地割24番地3

(職員の職種、職員及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 (常勤：兼務) 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 (常勤：兼務) 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適正な事業が提供されるよう、調整、居宅介護支援事業所等の機関との連携において必要な役割を果たすものとする。
- (3) 看護職員 (常勤：兼務) 4名以上
看護職員は、利用者の健康チェック等を行い利用者の健康状態を的確に把握するとともに必要な処置を行うものとする。
- (4) 介護職員 (常勤：兼務) 26名以上
介護職員は、事業の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介助を行うものとする。
- (5) 機能訓練指導員 (常勤：兼務) 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能の改善、減退を防止するための訓練指導・助言を行うものとする。
- (6) 管理栄養士 (常勤：兼務) 1名以上
栄養士は、利用者の栄養や身体の状態、嗜好を考慮した献立及び調理指導を行うものとする。
- (7) 調理員 (常勤：兼務) 5名以上
調理員は、利用者の調理業務を行うとともに、厨房内の衛生管理を定期的に行うものとする。
- (8) 事務員 (常勤：兼務) 2名
事務員は、会計管理及び庶務事項等を行うとともに、各部署との連携並びに関係機関との連絡業務を行うものとする。
- (9) 嘱託医 (非常勤) 1名
嘱託医は、利用者の健康管理、療養上の指導を行うものとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、指定介護予防短期入所生活介護事業、指定短期入所生活介護事業を合わせ、10名とする。

ただし、併設する特別養護老人ホームの空床を利用して行う介護予防短期入所生活介護及び、指定短期入所生活介護の利用定員は、合わせて80名以内とする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 介護サービス
- (3) 健康状態の確認
- (4) 食事サービス
- (5) 入浴サービス
- (6) 機能訓練
- (7) 送迎
- (8) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

ただし、事業サービスが法定代理受領サービスに該当しない場合は、施設サービス費用基準額の10割の額とする。

2 次に掲げる事項については、別に利用料金を徴収する。

- (1) 理美容代 2,000円（理美容店への直接払い）
- (2) 食費

利用者負担段階に応じて、1食単位で負担。

利用者負担段階	1日あたりの費用（基準費用額） 及び1食当たりの費用			介護保険負担限度額認定証の1日当たりの自己負担限度額
	朝食	昼食	夕食	
利用者負担第1段階	400円	573円	472円	300円
利用者負担第2段階	400円	573円	472円	600円
利用者負担第3段階-①	400円	573円	472円	1,000円

利用者負担第3段階-②	400円	573円	472円	1,300円
利用者負担第4段階	400円	573円	472円	1,445円

(3) 滞在費

利用者負担段階に応じて、1日単位で負担。

利用者負担段階	1日当たりの費用 (基準費用額)		介護保険負担限度額認定 証の1日当たりの自己負 担限度額	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	1,171円	370円	320円	0円
利用者負担第2段階	1,171円	370円	420円	370円
利用者負担第3段階-①	1,171円	370円	820円	370円
利用者負担第3段階-②	1,171円	370円	820円	370円
利用者負担第4段階	1,171円	855円	1,171円	855円

- 3 前項第2号、第3号において、自費で利用する場合は、介護保険負担限度額認定証に記載された額にかかわらず、食費は1食当たり、滞在費は1日当たりの費用を支払うものとする。
- 4 前第1項、第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名若しくは記名押印を受けることとする。
- 5 費用を変更する場合は、あらかじめ前項と同様に利用者又はその家族に対し文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名若しくは記名押印を受けるものとする。
- 6 前第1項、2項の費用の支払いを受けたときは、利用者又は家族に対して利用料とその他の費用について記載した領収書を交付する。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、宮古市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業所は、サービス提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関及び家族等に連絡するとともに施設長に報告する。また、主治医への連絡が

困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務展開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を作成し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行わなければならない。

2 事業所は、当該事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員への周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(4) 前3号に掲げるほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(苦情処理)

- 第14条 事業所は、その提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、その提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 事業所は、その提供した事業に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の規定する調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者の個人情報について社会福祉法人川井心生会個人情報に関する諸規程を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族等の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束)

- 第17条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為

を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(地域との連携等)

第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(認知症基礎研修)

第19条 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制について検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1年以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(ハラスメントの防止及び対応)

第20条 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防ぐための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持等)

第21条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければ

ならない。

- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に対する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第22条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第23条 利用者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- (2) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (3) 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 利用者は事業所の安全を害する行為をしてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人川井心生会と事業所の管理者との協議に基づいて決めるものとする。

附則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月10日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。